

# 重要事項説明書

作成日 令和 7年11月 1日

## 1.事業主体概要

事業主体名	特定非営利活動法人 あいあい
法人の種類	特定非営利活動法人（NPO法人）
代表者名	湯浅 しおり
所在地	〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
法人の理念	高齢者、障害者、疾病等をかかえ、在宅生活が困難になった場合においても個人が個人らしく「生き生き」と生活できるよう自立支援を目的とする。 またその方々と地域との交流を深め、地域全体の参加と理解を求める福祉の活性化を目指す。
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none"><li>訪問看護事業</li><li>訪問介護事業</li><li>居宅介護支援事業</li><li>通所介護事業</li></ul>
他の介護保険以外の事業	<助け合い活動> <ul style="list-style-type: none"><li>移送サービス</li><li>放課後クラブ</li><li>介護保険外のサービス</li><li>産前産後のケア</li></ul> <他> <ul style="list-style-type: none"><li>障害福祉サービス事業</li></ul>

## 2.ホーム概要

ホーム名	グループホーム あいあい
ホームの目的	少人数による暖かい家庭環境の中で個人を尊重し、「生き生きと楽しく暮らす」ことにより、認知症の進行を防ぐことを目的とする。
ホームの運営方針	家庭内での生活に少しでも近づけるようホームを開放し、本人の「自己決定」を促せる自立支援を行う。
ホームの責任者	川端 弘美
開設年月日	平成 16 年 6 月 1 日
保険事業者指定番号	2471000295

所在地、電話・FAX番号	〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号 <電話> (0597) 23-3015 (グループホーム専用) (0597) 23-3007 (代表) <FAX> (0597) 23-3035
交通の便	尾鷲駅 (JR) →三重交通バス利用 (松本行き) → せぎやま前→徒歩10分
敷地概要 (権利関係)	土地 816.17m <sup>2</sup>
建物概要 (権利関係)	構造: 鉄骨造 延床面積: 756.31 m <sup>2</sup>
居室の概要	7.0畳 個人部屋 冷暖房完備、洗面台・収納備えつき
共用施設の概要	・法人事務局 ・通所介護事業所 ・訪問介護事業所 ・居宅介護支援事業所
緊急対応法	医療機関との連携
防犯防災設備 避難設備等の概要	① 各個室・多目的室・廊下には、火災感知器が設置されており、事務室の火災通報 (受信機) 装置に通報される。 ② 消火器は、必要本数を設置している。 設備等名称 消火器、自動火災報知設備、非常警報設備、 誘導灯 機器点検 4月、10月 点検実施者 日本報知機

### 3.職員体制 (主たる職員)

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1人		1			介護福祉士	認知症介護実践研修・認知症対応型サービス事業管理者研修・認知症対応型サービス事業開設者研修
計画作成担当者	1人			1		介護支援専門員	認知症介護実践研修
看護師	1人			1		看護師	
介護従事者	8人	3	1	1		介護福祉士	
		2				実務者研修	
		1				その他	

#### 4.勤務体制

昼間の体制	3 人
夜間の体制	夜勤 1 人

#### 5.利用状況 ( 令和 7 年 11 月 1 日現在)

利用者数	1 ユニット当たり定員 9 人 (ユニット数: 1 ユニット 総定数 9 人)
要介護度別	要支援度 2 : 0 人、要介護度 1 : 2 人、要介護度 2 : 2 人 要介護度 3 : 1 人、要介護度 4 : 3 人、要介護度 5 : 1 人

#### 6.ホーム利用にあたっての留意事項

- ・ 御家族、知人との面会は自由、御家族との外泊は自由と致します。
- ・ ペットは「共同生活」であることから基本的に断りますが御相談に応じます。
- ・ 所持品は利用者様が従来使い慣れた物（ベッド、布団、タンス等）を持込んでいただいて結構です。（あまりに大きいもの、量が多い場合はその都度ご相談させていただきます。）
- ・ 金銭管理は利用者様の認知状態に合わせ「御本人管理」「御家族管理」または「地域権利擁護事業」を利用し「あいあいスタッフ」による金銭管理は基本的に致しません。
- ・ 利用者様の精神的不安やとまどいが強く感じられ御家族の面会等の必要性があれば「あいあい」から、御連絡を致します。無理のない程度で結構ですので御協力下さい。
- ・ 御家族、御本人様の尊厳を傷つけることのないよう「守秘義務」の徹底を行いますが、「あいあい」は地域の皆様の御協力を頂きオープンなグループホームを目指しております。いろいろな方の出入りが自由となることに厚き御理解をお願い致します。
- ・ 認知症の進行、変化により入居条件が満たされない場合や、2カ月を超える医療機関への入院の場合、「退所の御相談」を致しますが十分な努力と話し合いに努めます。また退所と決定後もその後の支援にも十分な協力ができるよう努めます。
- ・ 介護保険法により、グループホームにおける介護保険上の住宅改修・福祉用具貸与は利用できないこととなっております。

#### 7.協力医療機関

協力医療機関名	医師名	診療科目
さわだ内科外科クリニック	澤田康裕	内科・外科
加藤歯科医院	加藤久善	歯科

#### 8.苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：湯浅しおり 0597-23-3007 (あいあい)
-----------	---------------------------------

外部苦情申立て機関	紀北広域連合 0597-35-0888
	三重県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係 059-222-4165
	尾鷲市役所福祉保健課 0597-23-8201
	紀北町役場福祉保健課 0597-46-3122

## 9. 利用料

### ※ サービスおよび利用料等について

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等  上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動有り）が自己負担となります。
保証金（入居時）	100,000円（返却はいたしません）
家賃	48,000円／月（生活保護受給者の方については33,400円／月）
食費	朝食470円、昼食645円、夕食645円  1日1,760円とします。  ＊入退居時、外泊時など、欠食された分については、実際の食数に基づいて計算いたします。
水道光熱費	5,500円／月
娯楽費	5,500円／月
預り金管理費	1,000円／月
その他消耗品費など	実費

### グループホーム介護報酬（1単位：10円）

#### 1日あたりの自己負担分（1割負担の場合）

要支援2	761単位
要介護1	765単位
要介護2	801単位
要介護3	824単位

要介護 4	8 4 1 単位
要介護 5	8 5 9 単位
初期加算	3 0 単位
(入居後 30 日・一か月以上の入院後の再入居の場合)	
若年性認知症利用者受入加算 (対象者のみ)	1 2 0 単位
サービス提供体制強化加算 I	2 2 単位
医療連携体制加算 I ハ	3 7 単位
看取り加算 7 2 ・ 1 4 4 ・ 6 8 0 ・ 1 ,	2 8 0 単位
退居時相談援助加算 (対象者のみ)	4 0 0 単位 (1回限り)
利用者の入院期間中の体制	2 4 6 単位 (1月6日を限度)

高齢者虐待防止措置実施の有無：基準型

業務継続計画策定の有無：基準型

介護職員等処遇改善加算 I 1ヶ月利用料合計の 18. 6 %

\*利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

\*介護度等変更により金額が変更になった場合は、重要事項説明書別紙にて署名をお願いします。なお、加算が変更した場合は文書にてお知らせします。

## 10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡いたします。

## 11. 事故発生時の対応

利用者に対する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。事故に備えて下記の損害賠償保険に加入しています。

損害保険会社名：あいおいニッセイ同和損保

## 12. 非常災害対策

- 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理に関する担当者 小倉 守

- 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。

- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ・訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

### 13. 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者 管理者 川端 弘美
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ・虐待防止のための指針の整備をしています。
- ・従業者に対して、虐待を防止するために年1回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施します。
- ・サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 14. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ・緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ・非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ・一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 15. 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。  
・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむ

ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備をしています。
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

#### 16. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 17. ハラスメント等

事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

年 月 日

以上について説明をしました。

(事業所)

所在地 三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号

名 称 グループホームあいあい

説明者氏名

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

利用者氏名

代筆者氏名

(続柄

)